

砂川市訓令第44号  
令和4年7月28日

砂川市鳥獣捕獲許可取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市鳥獣捕獲許可取扱要領の一部を改正する訓令

砂川市鳥獣捕獲許可取扱要領（平成30年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3第6項第3号本文中「同法第18条第1項の規定に基づく地方公共団体が主務大臣の確認を受けて行う防除及び同条第2項」を「同法第17条の2第1項の規定に基づく都道府県による防除、同法第17条の4第1項の規定に基づく市町村による防除及び同法第18条第1項」に改め、「同法第12条」の次に「、第17条の2第5項、第17条の4第4項」を加える。

### 附 則

この訓令は、令和4年7月28日から施行し、令和4年7月1日から適用する。